

出願から合格、1年次終了までに いろいろ いくら かかるの？

1年次（入学料等込）総計

167,930円+教科書代

【Ⅲ部のみ】給食費

84,000円

※金額は令和2年度（目安）
（年度によって変更あり）

		2月	3月	4月	5月～8月	9月～1月	
		願書提出	合格発表 確約書提出	中旬 書類提出 履修登録	下旬 新入生 説明会	入学式	
					(末日)	(末日)	(末日)
お 金 を 払 う も の	受検料	振込 950円					
	入学料 ★		振込 2,100円				
	学校徴収金		振込 (I・II) 42,400円 (III) 62,400円			引落 ¹⁾	引落 ¹⁾
	積立金 ▲■ 生徒会費		40,000円			13,000円	13,000円
	給食費(Ⅲ部) ■		2,400円			6,400円	6,400円
	授業料 ★●		20,000円				
	保護者の会					1単位あたり1,740円/年額を2回に分けて請求 (任意加入)振込 4,000円/年	
検定料など ▲					都度支払い（検定によって集金方法は変わります）		
買 う も の	校服		採寸 43,010円	代引または引換 ²⁾			
	体育着など		採寸 15,420円	代引			
	教科書など ■				申込 1～2万円	現金購入	
月ごとの合計			102,930円		13,000円+教科書代 ³⁾	13,000円	
【Ⅲ部のみ】給食費			20,000円		6,400円	6,400円	6,400円
						×4ヶ月	×5ヶ月

- ★：経済的に困窮している場合は**減免制度**が利用できます
- ：**高等学校等就学支援金制度**があります（所得制限あり）
- ▲：**東京都立学校等給付型奨学金制度**があります（所得制限あり）
- ：勤労学生対象の**各種補助金**があります
- ※「**奨学のための給付金**」制度もあります（所得制限あり）

- 1) **引落はうちよ銀行指定**です。1回あたり手数料が10円かかります
- 2) 自宅に届いた時の代引か、店舗で受取時支払いか選べます
- 3) 保護者の会会費は含まず

●高等学校等就学支援金制度について

生徒の保護者の収入に応じて、**授業料が無料**になる国の制度です。
 おおよその年収が910万円未満の世帯が相当します(世帯構成員等で変動)。
 授業料は、履修登録した1単位につき1,740円です。支援対象になった場合は年間30単位(通算74単位)を支給上限として支給されます(請求される授業料と相殺されます)。
 ▷ 高校に在籍した期間が4年を超える場合は支援対象にはなりません。

お金のことQ&A

Q 1. 学校徴収金ってなあに？

A 1. 積立金や生徒会費など、学校で集めているお金の総称です。
Ⅲ部の生徒は給食費も含まれます。
積立金は教材費や宿泊行事を含めた学校行事の費用として使用し、卒業時に残額を返金しています。

Q 2. 授業料についてもうちよっと詳しく！

A 2. 授業料は登録している科目が何単位分かで金額が変わります。
週に1時間の授業がある科目が1単位で、1単位は1,740円です。
1年次で登録する科目は約24単位。だいたい42,000円程度です。

Q 3. 授業料無償化じゃないの？

A 3. 全国の約80%の生徒が利用している、高等学校等就学支援金制度というものがあります。これを利用すれば実質無料です。
支援金は、授業料分が直接学校に支払われます。
所得制限がありますし、手続きも必要です。自動的に無料になるわけではないので、注意してください。(通算74単位まで)

Q 4. 2年次以降はいくらかかるの？

A 4. 積立金は年間合計で2年次に65,000円、3年次に20,000円、4年次に20,000円程度を予定しています。また、生徒会費は毎年2,400円です。
給食費は年間64,000円です。給食は一食当たり400円(予定)です。(2年次以降は登録した科目によって、給食を食べない日もあります)
※ 金額は令和2年度の場合です。年度によって変更されます。

Q 5. 教科書は買わないといけないの？

A 5. 教科書が無償なのは義務教育までです。1年次は必修科目で約1万円。他部の選択科目も登録すると追加でいくらかかります。

在学中に受けられる各種金銭的補助制度について (令和2年度版)

● 高等学校等就学支援金制度

授業料のお支払いに充てることができます。
年収約910万円未満の世帯が対象となります(審査は課税額で行います)。

▲ 東京都立学校等給付型奨学金制度

模擬試験や検定試験、1年次進路体験旅行(一泊二日)、2年次修学旅行(二泊三日)等のお支払いに充てることができます。
年収約350万円未満の世帯が対象となります(審査は課税額で行います)。

■ 勤労学生対象の各種補助金

教科書、給食、進路体験旅行(1年次)、修学旅行(2年次)の4種類に関し、東京都の補助金を受けることができます。

対象となるのは、アルバイトやパートを含む勤労学生です。進路体験旅行及び修学旅行の補助金には、世帯収入による審査もあります。

※ 「奨学のための給付金」制度

生徒の学習活動のための返済不要な給付金がもらえる制度です。
生活保護受給世帯及び非課税世帯が対象です。

★ 減免制度

経済的に困窮している場合には、入学料や授業料を免除または一部減額する制度(減免制度)が利用できます。